

平成30年度授業料免除申請要領（災害特別枠）在學生用

【東日本大震災（原発事故含む）及び激甚災害において被災した者対象】

下記に掲げる対象者のいずれかに該当すると認められた者については、今回の申請により、平成30年度前期分及び後期分の授業料を予算の範囲内で免除します。希望する者は下記により申請してください。

申請時期と申請書類は、一般枠と同じですが、申請書類提出時に必ず、罹災状況を「免除願」の「申請理由欄」に明記のうえ、罹災を証明する書類（コピー可）を添付してください。

認定された方は「災害特別枠」により予算の範囲内で授業料の全部または一部を免除します。

※罹災状況の明記が無い場合や罹災を証明する書類の添付がない場合は、一般枠での審査となりますので、ご注意ください。

記

（対象者）

- （1）東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、主たる家計支持者の家屋が全壊・大規模半壊・半壊の罹災と認定された方
- （2）東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、主たる家計支持者が死亡または行方不明となった方
- （3）東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて設定された「警戒区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」、「特定避難勧奨地点」に平成23年3月11日時点で主たる家計支持者が居住していた方で、これに伴い避難を余儀なくされた者

（提出書類）

① 「平成30年度前期分授業料免除申請要領（一般枠）」参照

② 罹災関連の証明書（コピー可）（必ず添付のこと）

授業料免除対象の（1）に該当する場合：罹災証明書

授業料免除対象の（2）に該当する場合：死亡又は行方不明を確認できる書類

授業料免除対象の（3）に該当する場合：避難している（いた）ことが確認できる書類（自己申立書でも可能）

（受付期間等）

受付期間（在學生）：平成30年3月15日（木）～3月23日（金）（土日・祝日を除く）

「学年指定優先日」を設け（院生を除く）、混雑している場合、該当学年を優先します。

新2年生：15日・16日、新3年生：19日・20日、新4年生：22日・23日

※事情により上記期間に申請ができない場合は、学生課で必ず事前に申請をしてください。

受付期限を過ぎての提出はいかなる理由があっても受け付けません。

受付時間：9:00～12:20、13:30～16:20

※社会人の学生には20日（火）17:30～19:00も受付します。

受付場所：プレハブA棟 2階 A202教室

（注意事項）

- （1）郵送による申請は受け付けませんので、必ず申請者本人が受付期間中に受付会場で直接申請してください。
- （2）選考結果が発表されるまでの間、免除を申請した者は授業料の徴収が猶予されます。結果発表前に納入された授業料は返還できませんので注意してください。
- （3）選考結果は、ライブキャンパスで発表します（7月下旬予定）。
- （4）申請書類に不備があると選考対象から除外されますので、当該要領を熟読の上、申請書類に不備のないよう注意してください。
- （5）選考を適切に行うため、その事情を証明する書類が必要です。なお、提出いただいた個人情報は、授業料免除選考以外の目的には使用されません。